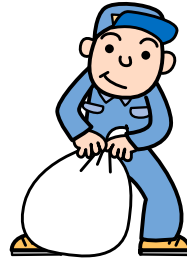


事業系ごみの扱い

ごみの分別は排出者（事業者）の責任において適正に行ってください。

商店、飲食店、事務所、病院、工場などの事業所から出されたごみは、廃棄物処理法の規定により一般家庭からのごみとは区別されており、事業者自らの責任において適正に処理しなければなりません。

※特に事業系一般廃棄物については、家庭ごみと同様、市・町の分別基準により、きちんと分別してください。



○事業所のごみは、家庭ごみの集積所には出せません。

事業系一般廃棄物を処理するときは、自己搬入するか市・町の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に依頼してください。

○産業廃棄物については、市・町の施設へ搬入することができません。

農業、建設業、製造業など事業活動に伴う機器や、廃プラスチックや廃材、ビニール類は産業廃棄物として処分してください。

搬入処理できない産業廃棄物の例（事業活動に伴い生じる下記のごみ）

- プラスチック類
- 金属類
- 注射針等の医療器具
- 発泡スチロール
- ガラス
- 廃乾電池・蛍光管
- ビニール
- 陶磁器類
- FRP材
- ゴム類
- 建築廃材
- 農機具
- 廃油・塗料
- 家畜の糞尿
- 廃食油
- パレット及び付属する木材 など

産業廃棄物に関するお問い合わせ先

(一社)茨城県産業廃棄物協会 ☎029-301-7100

